

生駒市入札契約制度改善検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 生駒市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等及び役務並びに物品調達に関する入札契約制度について、競争性を高め透明性・公平性・公正性の確保を図るため、その改善の方策を検討する生駒市入札契約制度改善検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討及び協議する。

- (1) 入札契約制度についての現状分析、調査又は研究に関すること。
- (2) 入札契約制度についての今後の方針又は改善の方策に関すること。
- (3) 入札契約制度についての見直しに関すること。
- (4) 生駒市入札監視委員会からの意見又は勧告に関すること。

(組織)

第3条 委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、生駒市行政組織条例(平成2年条例第1号)第1条に規定する部の長で、建設工事に関する入札事務を掌理している部の長をもって充てる。

4 委員は、前項に規定する部の長を除き、生駒市行政組織条例第1条に規定する部の長、生駒市議会事務局規則(平成2年議会規則第2号)に規定する事務局長、生駒市消防本部の組織に関する規則(平成7年規則第12号)第7条第1項に規定する消防長及び生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年教委規則第5号)第2条に規定する部の長をもって充てる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 委員会を招集すること。

(2) 委員会の会務を総理すること。

(3) 委員会を代表すること。

(4) 委員会の検討及び協議の結果を市長に報告すること。

2 前項第4号の規定は、委員会の閉会后速やかに行わなければならない。

(副委員長の職務)

第5条 副委員長は、委員長を補佐する。

2 副委員長は、委員長が事故あるとき又は欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(委員の職務)

第6条 委員は、議事に従い会務に従事する。

(会議の成立)

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議事)

第8条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合においては委員長の決するところによる。

(意見聴取)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に関係職員その他の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き又は資料の提出を求めることができる。

(持回り委員会)

第10条 第7条の規定にかかわらず、委員長が会議を開くいとまがないと認めたときは、文書を用いて関係委員に議事を回議すること(以下「持回り委員会」という。)によって議事を決するものとする。

(持回り委員会の議事)

第10条の2 持回り委員会の回議に用いる文書は、生駒市行政文書取扱規程の定

めるところによる。

2 持回り委員会の議事に対する関係委員の意思表示は、回議に用いる文書への決裁をもって表すものとする。

3 持回り委員会の議事の決定は、第8条を準用するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、建設工事に関する入札事務を分掌している課において処理する。

(その他)

第12条 第3条第4項の規定にかかわらず、人事異動その他の理由により委員に欠員が生じ、かつ委員長が会務を総理するうえで特に必要と認めるときは、委員長は、欠員の期間中にかぎり生駒市職員のうちから委員を指定し補充するものとする。

2 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項は委員会の議を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

(生駒市建設工事等入札制度改善検討委員会設置要綱の廃止)

2 生駒市建設工事等入札制度改善検討委員会設置要綱(平成6年4月20日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第3条関係

委員長	副市長	委員	建設部長
副委員長	財務部長	委員	都市整備部長
委員	経営企画部長	委員	議会事務局長
委員	総務部長	委員	消防長
委員	地域活力創生部長	委員	教育部長
委員	福祉部長	委員	生涯学習部長
委員	子育て健康部長		